令和2年2月25日 第12171号

节和 2 年 2 月 2 3 日																	77 1 2	1115
	Ьп	0		∌ 1.	0	<i>a</i>	0	0			0			0				-
	処 分 の	ポリ		計算	構	の届出	指定	指令		部	岡			岡			į į	9
	状況	塩		適合性	造計算	出	た 構 造	定確認		改 正	山県中			山県職				ī r
	等の	化ビフ		判定	算 適合		計算	認検査			小			員	_		▍	Ц
	公表	ノエニ	公公	機関	性判		声適 合	機関			業支	【 告		人 事 評	訓	目	Į	į
	13	ー ル 廃		から	戸定を		性判	から			接資			価				•
		棄物	告】	の変	定を委任		定機	の変	(県		企業支援資金融	示】	(県	規 程 の	令 】	次	1	長く
		等の		更の	した		関か	更の	州規		資制		例規	部				
		保管		届出	指定		らの	届出	集登		度要		集登	改正			∦	艮
		- 及 び			構造		変更		載)		綱の		載)				3	r/×
								7-14-									- - 1	発 庁
		循環型			"		"	建築指			経営士			人事課		担		到 山
		型社会						7年 導課			営支援課			床		当課	ļ	県
		会推進						环			环					(室)	*	>
		課																9
																		目次
																		担当課(室)

出 先

評価規程 (平成二十四年 畄 山県訓令第二号) 0 部を次 \mathcal{O} ように 改正

和二年二月二十五

原

第二十三条の二第一項」 以下 法」 という。) 第二十三条の二第

に改め

ものその他」を削 り臨時的任用をされた職員であっ 「地方公務員法」 を 同条に次 「法」に 0 改 一項を加える。 て人事評価 同条ただし \mathcal{O} 書中 結果を給与等 同 法第二十二条第二項 反映する余地

「会計年度任 項の規定にか ことができる。 用職員」 かわらず、法第二十二条の二第 とい であって任期が三月に満たな 項の規定により採用され Ł $\bar{\mathcal{O}}$ は、

を「一般職員」 第三条第一 う。) 人事評価は」に改め、 項中 に改め、 「人事評価は」 同条に次 同条第二項 「会計年度任用職員以外 項を加える。 中 項 職員 同項」 以下

3 会計年度任用職員の 人事評価 は、 その任 期 口 行うもの その

0

て最終評価を行うもの

第 四 条第二項中 「人事評価」 般職員 (事評価) に、 「第七 条第三項」

条第三項」 に改め 同条に次 0 項を加える。

会計年度任用職員の 人事評 価 は、 自己評価 及び 别 定め る 価 に よる

行うもの とする。

第 五 条第 一項中 職員 般職員で」 員 改

条第二項中 「職員に」 を 般職員に」 に 改め、 同条に次 \mathcal{O} 項を加 え

会計年度任

用職員に

対す

る実績評

は、

目

標に

対する業務

 \mathcal{O}

実施

状況等に

り行う

第六条第二項中 「職員は」 を 般職員 改 \Diamond 同条第五 項 員

改 め、 同 条に次 0 一項を加

会計年度任用職員は、 評価者に提出するも て原則 0 て当該会計年度任用職員と面談を行 た評価者は、 任期を起算する日を基準日として実績評価に用 のとする。 同 項 0 目標の 内 0 て確認 必要に応じて当該 る目標

6

条第一項中 に改め、 同条第四項中 を 「一般職員」 「職員」を「当該一 般職員」 に改め、 同条に次

目標の修正を指示するものとする。

6 計年度任用職員と面談を行 前項に規定する提出を受けた評価者は 会計年度任用職員は、 その結果を評価者に提出するも 原則 として十二月 その結果を書面により 交付するものとする。 係る評価 「を 行 た上で、

附=

この訓令は、令和二年四月一日から施行す

◎岡山県告示第八十六号

山県中小企業支援資金融資制度要綱 年岡山県告示第二百四十三号)

部を次のように改正する。

令和二年二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第四条第七号ハ中 「第二十六条第二項」 「第二条四項」を 「第二条第四項」 を 「第三十二条第二項」に改める に改める。

別表第五号中 に改め、 同表第十一号中

の政令(令和2 を指定感染症と (1) 最近3月間の平均売上高 利益率又は平均営業利益率 新型コロナウイルス感染症 益率又は平均営業利益率に が前年同期の平均売上総利 同期の平均売上高等に比し 上恒 は受注残高。以下 にあっては, 又は平均販売数量 条に規定す 最近3月間の平均売上総 %以上減少している者 5%以上減少し 完成工事高又

最近3月間の平均売上高又は平均販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注っては、完成工事高又は受注を高。以下「平均売上高等」という。)が前年同期の平均売上高等に比して5%以上減売上高等に比して5%以上減

 ω

を

改改

月間の平均売上高

年同期の平均売上総利益率又

益率又は平均営業利益率が前 最近3月間の平均売上総利

等が前年同期の平均売上高 江出して5%以上減少する が前年同期の平均売上高等 含む3月間の平均売上高等 等に出して5%以上減少し とが見込まれる者

は平均営業利益率に比して 同期の平均売上総利益率又 比して5%以上減少してお 益率又は平均営業利益率に が前年同期の平均売上総利 利益率又は平均営業利益率 又は平均営業利益率が前年 3月間の平均売上総利益率 最近1月間の平均売上総 今後2月を含む

則

(施行期日)

この告示は、 公布の 日から施行する。

2 要綱に基づき融資している資金(この告示の公布の日 会が保証 この告示の施行 の申込みを受け付けた資金を含む。) 際現にこの 告示による改正前の岡 の前日までに岡山県信用保証 山県中小企業支援資金融資制度 なお従前の例による。

②岡山県告示第八十七号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の二十一第二項の規定により

指定確認検査機関から次のとおり変更の届出があった。

令和二年二月二十五日

指定確認検査機関の名称

原木

太

岡山県建築住宅センター株式会社

変更の内容

指定確認検査機関の住所の変

新:岡山市北区北長瀬表町三丁目一七番I

E:岡山市北区蕃山町一番二〇号

確認検査の業務を行う事務所の所在地の恋

三岡山市北区北長瀬表町三丁目一七番二四早

本 社 岡山市北区蕃山町一番二〇号

旧

営業所 倉敷市白楽町二四九番地の五

変更の年月日

令和二年二月二十七1

◎岡山県告示第八十八号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の三十五の五第二項の規定に

指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和二年二月二十五日

指定構造計算適合性判定機関の名称

木

太

岡山県建築住宅センター株式会社

変更の内容

指定構造計算適合性判定機関の住所の変更

三岡山市北区北長瀬表町三丁目一七番二四

: 岡山市北区蕃山町一番二〇号

変更の年月日

令和二年二月二十七日

◎岡山県告示第八十九号

建築基準法 構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更 (昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の三十五の 八第三項の規定に

届出があった

令和二年二月二十五

-

指定構造計算適合性判定機関の名称

木

太

岡山県建築住宅センター株式会社

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の

新:岡山市北区北長瀬表町三丁目一七番二四号

□:岡山市北区蕃山町一番二○号

変更の年月日

令和二年二月二十七日

年法律第六十五号) 五六 の規定により ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 次のとおり公表する。 第八条第一 った 項 (同法第十五条及び第十九条において準用する場合を ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況

令和二年二月二十五日

公表の期間

びその添付書類

平成三十年度に

おけるポリ

塩化ビ

フ

ル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書及

木

太

公表する書類

令和二年二月二十五日から令和三年二月二十四日まで

一公表の場所

5県民局地域政策部環境課(当該県民局の関係分に限る。)